○文部科学省告示第百三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる国宝に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように国宝に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（彫刻の部）

上欄	中欄		下欄	
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造五大菩薩坐像（中尊像を除く）（講堂安置）　四軀	昭和二十九年文化財保護委員会告示第二十二号	木造金剛波羅蜜菩薩坐像　一軀	宗教法人教王護国寺	京都府京都市南区九条町一
		木造五大菩薩坐像（講堂安置）　四軀 附　木造金剛波羅蜜菩薩坐像　一軀		

○文部科学省告示第百三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（絵画の部）

上欄	中欄		下欄	
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
絹本著色五百羅漢図（伝僧明兆筆）　四十五幅	明治三十二年内務省告示第八十八号	絹本著色五百羅漢図伝明兆筆　四十五幅 附　絹本著色五百羅漢図狩野孝信筆　二幅	宗教法人東福寺	京都府京都市東山区本町一五―七七八
紙本著色松崎天神縁起箱入　六巻	明治三十七年内務省告示第十号	紙本著色松崎天神縁起箱入　六巻 応長元年閏六月の奥書がある 附　紙本著色松崎天神縁起　六巻	宗教法人防府天満宮	山口県防府市松崎町一四―一

○文部科学省告示第百三十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（彫刻の部）

上欄	中欄		下欄	
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造大日如来坐像（伝運慶作）　一軀	明治三十二年内務省告示第八十八号	木造天蓋　一面	宗教法人天野山金剛寺	大阪府河内長野市天野町九九六
		木造大日如来坐像（金堂安置）　一軀 附　木造天蓋　一面		